

平成 30 年度
厚生労働科学行政推進調査事業費補助金
障害者政策総合研究事業（身体・知的分野）

分 担 研 究 報 告 書

韓国における障害認定の動向

研究協力者 寺島 彰（日本障害者リハビリテーション協会参与）

研究要旨： 韓国は、2019 年 7 月から障害等級を廃止することとしている。韓国の障害等級制度は、わが国の制度をモデルにしているとされており、6 等級も同じである。しかし、韓国では、障害者団体などにより、等級制度の問題点が厳しく批判され、社会モデルにもとづき、必要サービス量を支援時間で表す新しい障害認定制度が導入される予定である。

この状況については、わが国の障害認定制度への影響も考えられることから、韓国の現状の障害認定基準と新しい障害認定基準について具体的に調査しておくことが必要であると考える。

本研究では、現状について障害等級判定基準を翻訳し、新しい認定基準については、未発表であることから、その概要について紹介した。

A．はじめに

韓国は、2019 年 7 月から障害認定制度を変更することとしている。これまでは、6 等級に分かれていた障害等級を廃止するというもので、すでに障害者福祉法（法律第 15270 号）は、2017.12.19.に一部改正されており、「等級」という用語は、「程度」に変更されている。（資料 1）

もともと、韓国の制度はわが国の障害等級制度を踏襲していたが、わが国に比べて頻繁に修正を加えられてきた。特に、今回の修正は、等級制度という障害認定の根幹にかかわる制度の変更であり、どのように変わろうとしているのか状況を具体的に把握し

ておく必要があると考える。

B．方法

韓国の障害者福祉法の新旧条文対比表と障害等級判定基準(2017.4.13 一部改正)を翻訳し、関連文献を調査した。

C．結果

1．韓国の障害認定制度の推移⁽¹⁾⁽²⁾

韓国の障害認定制度は、国際障害者年の 1981 年に心身障害者福祉法の成立によってはじまる。同法は、障害者の福祉増進のための基本法で、障害者の更生（再活）及び社会保障に関する広範な内容を含んでい

る。

1988年には、障害者福祉法が全文改正され、障害者登録や手帳制度、手当制度等が設けられた。このときは、障害種別は5種類であった。また、国及び地方自治体の障害施策の責任規定及び資金援助施策等が規定されていた。

2000年、障害の種別が拡大され、内部障害を含め10種類になった。

2003年、さらに5種類が追加され、15種類になった。

2007年、4月1日から、国民年金公団による障害等級審査が始まったが、1~3級のみが対象であった。

2011年、介助サービス関連の法律である「障害者活動支援法」が制定され、パーソナルアシスタント制度の導入に伴い障害等級判定基準の見直しが行われた。当初は、サービス利用の申請ができるのは障害等級1級をもつ者に限定されていた。

また、それまでは、医師の診断により等級を決めていたが、2011年4月1日以降は、医師は障害の診断だけを行い、等級の審査は専門機関（国民年金公団障害審査センター）で行うことになった。さらに、それまでは、審査の対象が1~3級のみであったが、対象が拡大され、1~6級が対象となった。

2013年、2級者もパーソナルアシスタントの利用申請ができることとした。

2017年、前述のように、障害者福祉法が一部改正され、2019年7月から等級が廃止となる。

2. 等級廃止の経過

韓国の障害者団体^③は、等級制度について、2つの問題を指摘している。1つ目は、

認定基準が医学モデルであることである。

2つ目は、障害者と認定されても、下位の等級の場合は、何の利益もないことから、障害というスティグマを与えるのみであるということである。

また、障害者サービス利用に関して、より重度の1級の者が利用を認められず2級の者が承認されるというような逆転現象も起こり、等級の意味がないという指摘もあった。^④

また、重複障害があっても等級が同じならば、同じサービス量であり、等級が必要なサービスの提供をさまたげているという指摘もあった。^⑤

国際連合の障害者権利委員会^⑥も、障害等級判定制度が、医学的評価にのみ依存しており、障害者のニーズを考慮、網羅できていないことを指摘し、障害等級により、障害者の福祉サービス及び活動サービス受給資格を制限していることを問題とした。

このようななか、保健福祉部は、障害等級をなくすために2014年から専門家らを集め研究を始めた^⑦。海外の障害認定制度を分析し、医学モデルではなく国際生活分類（ICF）を活用した社会モデル導入した障害者総合支援調査票を作成し、この調査に基づく障害認定制度を構築することとした。

わが国と同じように、韓国でも等級制度は、障害関連制度の多くが活用しており、改正は困難が予想されたが、2017年韓国の大統領選挙で、文在寅大統領候補が障害等級制度の廃止をマニフェストで取り上げ、就任後には国政課題として障害等級制度の廃止を2019年7月まで完了することを公約したために、新しい障害認定制度として、

障害者総合支援調査体系が提案された。

ただし、社会モデルに基づいた新しい障害認定制度について、すべての障害者や障害者団体から賛成を得られていないため、2019年1月31日国務総理をはじめ障害者団体や専門家代表13人、各行政部省の長官が参加した「第20次障害者政策調整委員会」が開かれ、次のような合意が図られた。

障害者福祉サービスに関して、2019年7月から障害総合支援調査を基にした障害認定制度を実施する。

2019年7月からは、活動支援サービス、緊急安全通報サービス、夜間巡回訪問サービス、歩行訓練支援サービス、補助機器支援サービスなどに障害者総合支援調査の結果を導入する。

2020年には移動支援に関するサービスに適用し、2022年までは所得や雇用部分にも適用を拡大する。

税金減免や年金など客観的な指標が必要な場合を想定し、今まで使われてきた等級制度を維持は維持するものの、これまでの1級から3級までは「障害程度が重い障害者」に、4級から6級までは「障害程度が重くない障害者」に2段階に単純化する。

3. 現在の認定基準と新しい認定基準

現状では、新しい認定基準は示されていないため、現在の認定基準を資料2に示す。

新しい認定基準は、今後示されると思われるが、次のような考え方になっている。^⑧

必要なサービス量を時間数で表す。

サービス時間は最長16.5時間(当初は、寝る時間以外の時間として18時間としていたが、予算の都合で減額。会社や学

校に通っている最重度者が該当。それ以外の最重度者は14.5時間)

サービスの最短時間は1時間

ADL関連項目、IADL関連項目、認知・感覚・精神・行動関連項目、社会活動項目、世帯の特性に関する項目により構成された障害総合支援調査票に基づき、サービス量が決定される。

D. 考察

今回の韓国の認定制度の改正内容は、サービスの必要量に応じてサービスを提供できるような認定制度を作成するという点である。わが国で言えば、障害者総合支援法の障害支援区分の認定とよく似ている。しかし、韓国も、障害等級を他の障害関連制度が活用しているために、2つのランクを残さざるを得なかったということである。この点は、わが国も同じで、身体障害者福祉法の制度自体は、障害等級をほとんど活用していないにもかかわらず依然として等級が存在している。

わが国も、等級制度をなくしても障害福祉サービスにはあまり影響を与えないと考えられるが、実際やってみるとどうなのかはよくわからないところがある。その意味で、韓国の取り組みについて、今後も追跡していく必要があると考えられる。

ただし、韓国は、障害認定制度は年金制度と結びついているが、わが国は、別の制度となっている。

以前、米国の障害年金(Social Security Disability Insurance: SSDI)の調査の共同研究^⑨に加わったことがある。米国以外の先進諸国には、障害年金制度に等級があるが、米国にはないため、オールオナッシングの障害認定になっているが、それは、

障害者雇用にプラスかマイナスかを明らかにすることがテーマであった。そこで、オーストラリア、ドイツ、イギリス、日本、オランダ、ノルウェー、南アフリカ、スウェーデンとアメリカ合衆国における障害給付制度を比較した。

その結論の一つとして、等級（部分的給付）があったほうが、全体の年金給付額は多くなるというものがあった。すなわち、等級をなくすと、受給者総体としてみれば、受給額が減るということである。

年金の認定制度についても、追跡する価値があるのではないかと考えられる

E. 引用文献

(1) 鄭鍾和, 佐藤久夫「日韓比較一障害者福祉とリハビリテーション」, 日本障害者リハビリテーション協会, 1997

(2) 崔榮繁『韓国の障害者法制 - 障害者差別禁止法を中心に - 』, 「アジア諸国の障害者法 - 法的権利の確立と課題 - 」アジア経済研究所, 29-64, 2010

(3) Hyungsook Lee, "Achievement of Disability Rights Movement on Incheon Strategy", HIGH-LEVEL INTERGOVERNMENTAL MEETING ON THE MIDPOINT REVIEW OF THE ASIAN AND PACIFIC DECADE OF PERSONS WITH DISABILITIES Side Event "Employing a multi-stakeholder approach to promoting disability rights", 2-13, 2017

(4) United Nations Committee of Persons with Disabilities, "Concluding observations on initial report of the Republic of Korea", 2014,10.3

(5) 李美貞「韓国の新しい障害認定基準の検討状況」, 日本障害者リハビリテーション協会, DINF ニュース, No11, 6-8, 2019.2.28, 東京

(6) 朴賛五「韓国における障がい等級制度の存廃をめぐる最近の動き」, 日本障害者リハビリテーション協会, ノーマライゼーション, 33, 5, 52-54, 2013.5.1

(7) 李美貞 同上

(8) 李美貞 同上

(9) Todd Honeycutt & Sophie Mitra, Editors, "Learning from Others: Temporary and Partial Disability Programs in Nine Countries", Program for Disability Research, 2004, New Brunswick

謝辞

資料1、資料2の翻訳は、韓国在住の大野真理さんにしていただきました。感謝申し上げます。